

## 答 申

### 第 1 審査会の結論

実施機関が岐阜県情報公開条例（平成12年岐阜県条例第56号。以下「条例」という。）第6条第1号に該当することを理由として行った公文書部分公開決定は、妥当である。

### 第 2 諮問事案の概要

#### 1 公文書の公開請求

平成13年12月13日付けで、異議申立人は、条例第11条第1項の規定に基づき、実施機関に対し「 土地区画整理組合の認可について 平成12年2月29日付け岐阜県指令街第314号の2 決裁書面及び添付資料」の公開を請求した。

#### 2 実施機関の決定

実施機関は、街路開発課（現在の都市整備課）の保有する公文書を「 土地区画整理組合の設立認可決裁文書及び添付資料」（以下「本件公文書」という。）と特定したうえで、平成14年1月24日付け街第351号で以下の理由を付して公文書部分公開決定を行い、異議申立人に通知した。

#### （公文書の公開をしない部分）

土地区画整理組合の設立認可決裁文書、土地区画整理組合設立認可申請書及び添付書類に記載された設立発起人の氏名、住所及び印影

「 土地区画整理組合設立認可申請に係る事業計画の縦覧者名簿」に記載された縦覧者の氏名及び住所

当該申請書の添付書類のうちの「打ち合わせカード」及び「 土地区画整理事業打合せ・協議記録簿」に記載されたコンサルタント職員の氏名並びに施行区域内土地所有者の氏名及び住所

当該申請書の添付書類のうちの「設立認可申請者の資格を証する書面」である設立認可申請者の住民票、登記簿謄本及び印鑑登録証明書

当該申請書の添付書類のうちの「土地区画整理法第18条に規定する同意を得たことを証する書類」である地権者等の同意書並びに当該書類に添付された「宅地所有者（借地権者）別地積総括表」に記載された権利者の住所及び氏名

当該申請書の添付書類のうちの「各筆調書」に記載された個人所有者の氏名、住所及び持分

当該申請書の添付書類のうちの「同意書未提出者氏名及び理由書」に記載された未同意者の氏名

当該申請書の添付書類のうちの「農業振興地域内農用地除外申請の認可」に添付された認可通知書に記載された認可申請者の氏名及び「申請土地の所在」欄のうちの地番

#### （公文書の公開をしない理由）

個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得る情報であるため。

( 条例第 6 条第 1 号に該当 )

### 3 異議申立て

異議申立人は、平成 14 年 1 月 24 日付け街第 351 号の公文書部分公開決定（以下「本件処分」という。）を不服として、行政不服審査法第 6 条の規定に基づき、実施機関に対して平成 14 年 1 月 30 日付けで異議申立てを行った。

## 第 3 異議申立人の主張

### 1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消すとの決定を求めるものである。

### 2 異議申立人が、異議申立書及び口頭意見陳述において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件処分により非公開になっている部分のうち、土地区画整理組合（以下「組合」という。）で公にされている部分があり、なぜそこを隠すのか疑問である。組合では公にされた情報であっても、一般の人に知れるといけない箇所があるからその部分については公開できないと実施機関は主張するが、組合で認知された事柄については、公開されるべきである。
- (2) 平成 10 年 5 月から約 1 年半にわたって設立発起人により県と協議をしながら進められてきた事業を、我々一般の組合員が知ったのは、平成 12 年 3 月 20 日の第 1 回設立総会である。しかも、組合員にはひとつおりの事業説明があったのみであり、詳細については、組合役員、養老町及び県の担当者が知っていれば足りるといった雰囲気である。組合員に隠れて事業を進めているようで、大変疑問に感じる。
- (3) 何度か公文書公開請求をしたが、どんな文書があるか等の説明が十分になされない等、県としては条例等に沿った対応かもしれないが、我々一般住民が県の条例等をすべて理解しているわけではないため、誠意ある対応をお願いしたい。

## 第 4 実施機関の主張

実施機関が公開決定等理由説明書及び口頭意見陳述において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件処分により非公開とした部分のうち、氏名、住所、印影、住民票、登記簿謄本、印鑑登録証明書及び同意書は、直接個人を特定することができる情報である。そして、「各筆調書」に記載された個人所有者の持分及び「農業振興地域内農用地除外申請の認可」に添付された認可通知書に記載された「申請土地の所在」欄のうちの地番は、登記簿謄本に記載されている情報と組み合わせることにより特定の個人を識別することができる情報である。

(2) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下「法」という。）第19条第2項は、組合設立前において、市町村長は組合設立発起人の申請に基づき施行地区となるべき区域を公告することを定め、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号。以下「令」という。）第68条は、施行地区となるべき区域に含まれる地域の名称を公告し、当該区域を表示する図面を市町村の事務所に2週間縦覧することを定めている。

また、法第20条第1項は、組合設立発起人から組合設立認可申請があったときは、知事は市町村長に当該事業計画を2週間縦覧させることを定めている。

法第21条第3項は、組合の設立を認可した場合には、知事が組合の名称、事業施行期間、施行地区及び建設省令で定める事項（事務所の所在地、設立認可の年月日、事業年度及び公告の方法）を公告することとしている。

法第29条第2項は、組合からその理事の氏名及び住所の届出があった場合には、知事がそれらを公告することを定めている。

本件処分において非公開とした情報は、こうして公告等により公にされる事項は含まれていない。

さらに、法第84条第2項は、利害関係者に対する組合の簿書等の閲覧手続を定めており、令第73条において、閲覧の対象となる簿書に「当該施行者が受けた行政庁の認可その他の処分を証する書類」を掲げているので、利害関係者にあつては、本件処分により公開されなかった情報を閲覧することができ、その旨を公文書公開請求の際、異議申立人に対し情報提供を行っている。

また、組合設立前にあつては設立発起人から、組合設立後にあつては組合役員から、非公開部分についての情報が提供されることがあるとしても、それは組合員という利害関係者に限定されたものである。条例第6条第1号ただし書イの「法令及び条例の定めるところにより又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」とは、例えば登記簿謄本のように法令等により何人でも閲覧等を行うことができると定められている公簿その他の資料に記録されている情報をいい、本件のように閲覧等を利害関係者に限って認めているものは含まれない（岐阜県情報公開条例解釈運用基準参照）ことから、同号ただし書イには該当しないと判断した。

(3) 本件処分により非公開とした部分のうち「設立認可申請者の資格を証する書面」である設立認可申請者の登記簿謄本等については、登記簿謄本自体は不動産登記法（明治32年法律第24号）により何人でも閲覧することができる情報であるが、当該登記簿謄本を公開すると設立認可申請者を特定することができるため、設立認可申請者の氏名等に関する情報が条例第6条第1号に該当することから、その登記簿謄本等も同様に同号に該当すると判断し、これを非公開としたものである。

(4) 組合役員は公務員でもなく、非公開とすることにより保護される個人のプライバシー等の利益よりも、公開することにより保護される組合員の財産上の利益が優越するとは認められないため、条例第6条第1号ただし書ロ及びハに該当する特段の事情は認められないと判断した。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

## 1 本件公文書について

土地区画整理事業とは、法に基づいて、都市計画区域内の公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るため、区域内の土地所有者等が合意のもとに土地の換地処分及び道路、公園等公共施設の整備を行うものである。土地区画整理組合の設立認可によって、事業計画（施行地区、宅地の地積、保留地の予定面積、公共施設等の設置場所等）が確定されることにより、施行地区内の宅地の所有者及び借地権者は、組合員たる地位を取得し、認可の公告により建築行為が制限される等の効果が生ずることとなる。事業施行者には、個人施行者、土地区画整理組合、都道府県、市町村等があるが、本件は、土地区画整理組合の施行に係るものである。

本件公文書は、法第14条第1項の規定に基づき、平成11年12月16日付けで土地区画整理組合設立認可申請者から岐阜県知事あてに提出された当該認可申請に係る認可決裁文書及び添付書類である。

当該決裁文書等は、認可指令書案、関係市町村長、関係県土木事務所長等への通知案、設立認可時の公示案、認可指令書の写し、事業計画の縦覧に係る告示及び縦覧者名簿、町長からの事業計画の縦覧について（報告）、岐阜県農業会議の意見書（資料を含む。）、「土地区画整理組合の設立認可について」（町に対する縦覧通知及び岐阜県農業会議への意見照会についての決裁文書）及び土地区画整理組合設立認可申請書（関係市町村長の送付文書及び添付資料を含む。）で構成されている。

そして、当該認可申請書には、事業計画書（案）、定款（案）、設立認可申請者の資格を証する書面である当該申請者の登記簿謄本、住民票及び印鑑登録証明書並びに宅地以外の土地を管理する者の承諾書としての国有地及び市町村有地の施行地区編入承認申請書及び承認書、公共施設用地調書、「宅地所有者（借地権者）別地積総括表」、同意書、「各筆調書」並びに「同意書未提出者氏名及び理由書」、設立認可申請に至るまでの経緯概要を記載した書面としての「打ち合わせカード」（雨水流量検討資料を含む。）、県公安委員会との協議の記録簿、市町村農業委員会及び関係土地改良区からの農地の取扱いに関する通知、市町村教育委員会からの埋蔵文化財及び史跡名勝天然記念物に関する事前協議回答、市町村道の区画変更の際の県公安委員会への意見聴取及び回答書、区域公告の写し、農業振興地域内農用地除外申請の認可に係る認可書等が、関係図面として総括図、区域図、現況図、設計図及び市街地予測図が添付されている。

そのうち、「宅地所有者（借地権者）別地積総括表」には権利者ごとにその住所及び氏名、筆数、地積及び同意の有無が、「各筆調書」には土地の筆ごとの字名、地番、地目、公簿地積、所有者の氏名及び住所、持分、登記の有無並びに所有権以外の権利が、備考欄には公共用地又は道路である旨が記載されている。

また、「打ち合わせカード」には、出席した県、市町村及び組合からの委託事業者であるコンサルタントの職員の職名及び氏名、設立発起人の氏名及び印影並びに事前協議に係る県等の意見、これに対する組合の処理方針及び採択の可否が記載されており、その一部には雨水流出を検討したものが資料として添付されている。

## 2 本件処分に係る具体的な判断について

実施機関が条例第6条第1号に該当するとして非公開とした情報については、以下の

とおり判断する。

(1) 設立発起人の氏名等について

組合の認可指令書案、関係市町村長、関係県土木事務所長等への通知案、組合設立認可申請書、「打ち合わせカード」（雨水流量検討資料を含む。）、「設立認可申請者の資格を証する書面」である当該申請者の登記簿謄本、住民票及び印鑑登録証明書並びに国有地及び市町村有地の編入承認申請関係書類に記載された設立発起人の氏名、住所及び印影は、個人に関する情報であって、特定の個人が直接識別することができるものである。

異議申立人は、組合員に公にされている情報を公開すべきである旨主張する。しかし、設立発起人の氏名等については、組合員等の利害関係者に限り明らかにされた情報であり、これをもって何人も知りうる状態に置かれているとはいえない。また、法第20条第1項の規定により縦覧される事業計画書及び第21条第3項の規定により公告される事項にも含まれていない。

さらに、法第29条第1項の規定により、理事の氏名及び住所を知事に届け出なければならず、その場合に知事は同条第2項の規定により遅滞なく公告することが定められている。当該設立発起人がそのまま組合の理事となることは想定できないわけではないが、当該組合では、定款に基づき、総会出席者の過半数をもって理事を決定している。したがって、設立発起人は理事とは法的には別の概念とみるべきであって、理事の氏名等を公にすることをもって、設立発起人の氏名等が公にされる予定のものであるとみることが困難であり、条例第6条第1号ただし書イに該当するものではないと認められ、また、他のただし書に該当する特段の事情も認められない。よって、条例第6条第1号に該当するものと認められる。

また、当該申請書に添付された設立発起人の登記簿謄本、住民票及び印鑑登録証明書については、これらを公開することにより、当該設立発起人を識別することができるため、設立発起人の氏名等と同様に条例第6条第1号に該当し、さらに、住所、氏名等の個人情報を除いて部分公開しても、登記簿謄本等の公開として意義がないものと認められる。

(2) 土地所有者等の氏名等について

当該申請書に添付された「宅地所有者（借地権者）別地積総括表」、「各筆調書」及び「同意書未提出者氏名及び理由書」に記載された土地所有者の氏名、住所及び持分、その他の権利者の氏名等、土地の地目、筆数等については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることは明らかである。

そして、これらの情報は設立発起人又は委託事業者が調査することにより明らかにしたものであって、土地登記簿が現在における不動産の真実の権利関係を必ずしも反映していない現状にかんがみると、不動産登記法第21条の規定により閲覧できる土地登記簿に記載された情報と同一のものと認めることは困難であり、これらの情報は、条例第6条第1号ただし書イの法令等に定めるところにより公にされたものに該当するとはいえず、また、他のただし書に該当する特段の事情は認められない。したがって、条例第6条第1号に該当するものと認められる。

そして、「打ち合わせカード」及び農業振興地域内農用地除外申請の認可に係る認可書に記載された特定の土地所有者の氏名及び当該土地の地番についても、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものといえる。そして、令第68条の規定により施行地区予定地のすべての地番は公告され、公にされているものの、当該打ち合わせに関する土地や当該認可に係る土地所有者の氏名及び土地の地番まで公にされているとはいえないことから、条例第6条第1号ただし書イの法令等に定めるところにより公にされたものに該当するとはいえず、また、他のただし書に該当する特段の事情は認められず、同号に該当するものと認められる。

さらに、法第18条に規定する同意を得たことを証する書類である地権者等の同意書については、土地所有者ごとに、所有者の住所、氏名及び印影並びに所有する土地の地番、地目、地積、所有権・借地権の別が記載されている。これらは、いずれも個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものといえる。そして、「宅地所有者（借地権者）別地積総括表」により土地の筆数、地積及び同意の有無が、「各筆調書」により土地の字名、地番、地目等が本件処分で既に公開されており、土地所有者の住所、氏名及び印影を除いて当該同意書を部分公開しても、これらの文書の公開として意義がないものと認められる。

(3) 組合の委託事業者の職員の氏名について

「打ち合わせカード」に記載された出席者のうち委託事業者であるコンサルタントの職員の氏名については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものといえ、条例第6条第1号ただし書のいずれにも該当する特段の事情は認められないことから、同号に該当するものと認められる。

(4) 事業計画縦覧者の住所及び氏名について

「土地区画整理組合設立認可申請に係る事業計画の縦覧者名簿」には、法第20条第1項の規定により施行区域を管轄する市町村長が当該事業計画を縦覧させた者の住所及び氏名が記載されている。これらは、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものといえ、当該情報の公表が制度上定められていないこと等から、条例第6条第1号ただし書に該当する特段の事情は認められず、同号に該当するものと認められる。

(5) 利害関係者の申請書の閲覧について

土地区画整理事業は、区域内の道路や公園という都市施設を整備する点で公共性があるが、あくまで地権者が任意に土地を提供して事業が進むものである。しかし、土地区画整理組合の設立認可は、特定の土地区画整理組合に事業を実施する権限を与えるものであり、事業の施行が土地又は土地に定着する物件に関する権利者の利害に影響するところが大きいことにかんがみ、法第84条第1項で施行者に対して関係簿書の備付義務を課すとともに、同条第2項により利害関係者に関係簿書の閲覧請求を認め、その権利を保護したものと解されている。

実施機関の主張のとおり、法第84条第1項は利害関係者に組合の簿書等の閲覧の手続を定め、令第73条において閲覧対象の簿書として「施行者が受けた行政庁の認可その他の処分を証する書類」と定めている。したがって、本件公文書である法第14条第1項の規定による組合の設立認可に関する書類もこれに含まれることとなる。そして、

法第84条第2項において、利害関係者から簿書の閲覧請求があった場合には、施行者は、正当な事由がなければこれを拒んではならない旨定めている。こうして、法は、利害関係者については、原則として、情報公開制度により通常公開されない情報であっても、すべて閲覧できる制度を予定しているところである。

しかし、情報公開制度は、請求権者からの請求であればその目的の如何を問わず公開・非公開の判断を行うものであることから、その公開には一定の限界を有するものである。実施機関は公開請求時に法で定められた閲覧制度を利用するよう情報提供を行ったと説明しているが、当審査会としても当該閲覧制度を利用するよう付言する。

## 第6 審査会の処理経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審査を行った。

審 査 の 経 過	
平成14年2月4日	・ 諮問を受けた。
平成14年2月21日	・ 実施機関（街路開発課）から公開決定等理由説明書を受領した。
平成14年2月27日	・ 異議申立人に公開決定等理由説明書を送付した。
平成14年5月13日 （第50回審査会）	・ 諮問事案の審議を行った。
平成14年6月26日 （第51回審査会）	・ 異議申立人及び実施機関から口頭意見陳述を受けた。
平成14年8月20日 （第52回審査会）	・ 諮問事案の審議を行った。

（参考） 岐阜県情報公開審査会委員

役 職 名	氏 名	職 業 等	備 考
会 長	上 寺 久 雄	岐阜聖徳学園大学名誉教授	
	羽 田 野 晴 雄	税 理 士	
	森 内 祥 悟	特定非営利活動法人 岐阜県青年のつどい協議会理事長	
	森 川 幸 江	弁 護 士	
	山 田 洋 一	岐阜県商工会議所連合会専務理事	

（五十音順）